

# 家族介護用品支給のご利用案内

令和8年4月

（要介護者） 介護を受けている 方の要件	次の①～③のすべてに該当する方 ①市内に住民登録がある方 ②介護保険で <b>要介護度4または5</b> の認定を受けた、介護用品を必要とする 65歳以上の方（特定疾病による介護保険第2号被保険者の方を含む） ③当該年度の市民税が非課税世帯で、かつ在宅の方（ <b>入院・入所は不可</b> ）
（主たる介護者） 支給対象となる方 の要件	次の①～③のすべてに該当する方 ①上記の方（要介護者）を在宅で介護し、かつ上記の方と同一生計である家族の方 ②当該年度の市民税が非課税世帯であること ③市内に住民登録がある方
（申請者） 主たる介護者以外の 方が申請される場合 の、申請される方の 要件	次の①～③のすべてに該当する方 ①要介護者と同一生計である方 ②当該年度の市民税が非課税世帯であること * 4月～6月の申請時は前年度の市民税（要介護者、主たる介護者も同様） ③市内に住民登録がある方
※注意事項	・利用中に上記要件に合致しなくなったことが判明した場合は、利用終了を市から通知します。 ・毎年7月に、要介護者及び主たる介護者の世帯の課税状況が条件に合致（市民税非課税）しているか調査を行います。合致しない場合は利用終了を通知します。
提出書類	① <b>支給申請書</b> ② <b>市民税課税証明書（申請年の1月1日時点で他市に住民登録がある方のみ）</b> ※課税状況を調査の上、申請書類を審査した後、結果を通知します。
申請場所	長寿介護課窓口
利用の方法	①選び方 <b>別紙「支給品目一覧」の組合せから1つ選択</b> （現物を支給） ②変更 月毎の支給品目の変更は可能ですが、受領後の変更はできません。 （変更月の前月末日までにご連絡を） ③変更の連絡先 高槻市長寿介護課もしくは下記事業者まで ④利用料 無料
配達について	①配達の開始 申請を受け付けた月の翌月から ②配達回数 自宅等に月1回（中旬～下旬ごろ）1ヶ月分の選択商品を配達します。 ③配達時の注意 配達時には受領印または署名が必要です。受領書の内容をご確認のうえ、押印または署名をしてください。 ④不在のとき 再配達しますので下記事業者にお問合せください。
市への連絡	①上記各要件に該当しなくなったとき ②要介護者または主たる介護者が死去したとき ③要介護者または主たる介護者が転居・転出したとき ④要介護者が入院・入所等で、在宅での介護ができないとき ⑤要介護者が介護保険の更新等で、要介護度 <b>3</b> 以下になったとき ⑥世帯の市民税が非課税でなくなったとき
事業者への連絡 及び連絡先	利用品目を変更するとき（事業者もしくは市へ） 所在地 大阪府枚方市長尾家具町2丁目8-10 会社名 株式会社 セレクト 電話番号 072-851-3317